



戸田事務所便り

連絡先：〒675-0027
兵庫県加古川市尾上町今福 365-1
電話：079-440-3614 FAX：079-426-7949
e-mail：todajimusyo@hera.eonet.ne.jp
URL：<http://todajimusyo.net/>

年金法改正による「在職老齢年金制度の見直し」と「厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ」について

国民年金法等の一部を改正する等の法律案（「年金制度改革法」）が成立しました。基礎年金の給付水準の底上げや遺族年金の見直しなど、改正項目が多く影響も大きいことからも、関心の高さがうかがわれます。ここでは、企業に影響のある改正（被用者保険の適用拡大等、在職老齢年金制度の見直し、厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ）のうち、在職老齢年金制度の見直しと厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げについて取り上げます。

◆在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額が50万円（令和6年度価格）から62万円に引き上げられます。施行日は2026年4月1日の予定です。

そもそも、在職老齢年金制

度とは、現役レベルの収入がある者には、年金制度の支え手に回ってもらう観点から、賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超える場合に、老齢厚生年金の支給を減らす仕組みです。高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的な仕組みとすることを目的としています。

年金支給停止額（月額換算額）＝（総報酬月額相当額＋基本月額－基準額）×2分の1

この支給停止基準額は、平成17年度（48万円）の制度開始から徐々に引き上げられており、今回の改訂で、51万円（2025（令和7）年度）から62万円（2026年度）になります。

◆厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

厚生年金保険等の標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額が標準報酬月額65万円（32等級）から75万円に段階的に引き上げられます。また、最高等級の者が被保険者全体に占める割

合に基づき改定できるルールが導入されます。

実施時期は、68万円（令和9年9月～）、71万円（令和10年9月～）、75万円（令和11年9月～）と3段階にわけて順次引き上げられます。

高所得者の実態と制度の不整合（現在の標準報酬月額の上限を超える賃金を受け取っている人は、実際の賃金に対する保険料の割合が低く、収入に応じた年金を受け取ることができない）を是正することが改正の背景の要因の1つです。改正により、新しい「標準報酬月額」に該当する方は、足下の保険料とともに将来の年金額が増加します。また、厚生年金制度の財政が改善することで、年金額の低い方も含めた厚生年金全体の給付水準も底上げされることが期待されます。

年金法改正による社会保険の加入対象の拡大

年金制度改革法が可決・成立し、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大が決定しました。今回の改訂により、短時間労働者（パート・アルバイト）の社会保険加入



対象の範囲がさらに拡大されることになります。これから行われる社会保険の加入拡大の具体的な内容をまとめておきます。

◆企業規模要件の縮小・撤廃

現在、社会保険加入の企業規模要件は、従業員数51人以上の企業に勤務している週の所定労働時間が20時間以上の短時間労働者ですが、2027（令和9）年10月以降は、企業の規模を段階的に縮小し、2035（令和17）年10月には完全撤廃となります。

◆賃金要件の撤廃

「年収106万円の壁」として意識されていた、月額8.8万円（年収106万円）の要件も撤廃となります。撤廃の時期は、改正法の公布から3年以内の政令で定める日とされていますが、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて判断されます。

◆個人事業所の適用対象拡大

現在、常時5人以上の従業員を使用している法定17業種（弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業など）の個人事業所が社会保険加入対象となっていますが、今回の改訂では、法定17業種に限らず常時5人以上の従業員を使用する全業種の事業所を

適用対象とするよう拡大されます。ただし、2029（令和11）年10月の施行時点で既に存在している事業所は自分の間、対象外となります。

◆支援策について

今回の改正により、社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者を支援するため、3年間、特例的・時限的に保険料負担を軽減する措置が実施されます。

対象となるのは、従業員数50人以下の企業などで働き、企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険の加入対象となり、標準報酬月額が12.6万円以下の短時間労働者です。

Z世代の満足ポイントと中小企業の離職防止策

Z世代の若手社員は、会社の現状に対して、思ったほど満足していないようです。レバレンジーズ株式会社の調査では、Z世代の働き方への満足度は51.5%。一方で、人事や管理職は「社員は今の働き方に満足している」と68.0%が考えており、両者の間には約17ポイントものギャップがありました。現場のリアルな声と、経営側の認識には意外と差があるようです。

◆Z世代の満足ポイント

Z世代は、「残業時間が短いこと」や「上司との人間関係」

に特に満足を感じやすい世代です。また、「心情的な寄り添い」や「異動の提案」など、会社や上司が自分のことを気にかけてくれていると実感できたとき、離職を踏みとどまつた経験がある人も多いようです。日々のちょっとした変化や気持ちに目を向けることが、若手の安心感につながります。

◆中小企業が取れる対策

では、中小企業でも取り組みやすい離職防止策にはどんなものがあるのでしょうか。キーワードは「コミュニケーション」です。

- ・悩みや疑問を気軽に話せる場をつくる

⇒定期的な1on1や日報・チャットで、日々の小さな変化もキャッチしましょう。

- ・若手が日々得た情報や学びを、朝礼やミーティング、チャットで共有する仕組みをつくる

⇒一言でも自分の意見を添えるルールにすることで、思考や感情の変化も見えやすくなります。

- ・若手社員のインタビューや成功事例を発信する

⇒成長や努力をみんなで認め合い、自己効力感を高めることができます。

- ・「気にかけているよ」という姿勢を伝える

⇒経営層や管理職も積極的に声をかけ、ちょっとした会話を大切にしましょう。